

石油販売業の届出要領

(石油の備蓄の確保等に関する法律)



経済産業省北海道経済産業局
資源エネルギー環境部 資源・燃料課

令和7年4月

「石油の備蓄の確保等に関する法律」の目的

この法律は、石油の備蓄を確保するとともに、備蓄に係る石油の適切な供給を図るための措置を講じることにより、我が国への石油の供給が不足する事態及び我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じた場合において石油の安定的な供給を確保し、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的としています。

このような目的の中で、石油販売事業者が、石油の供給に関し、直接消費者に接触する事業であることにかんがみ、常時その事業活動の実情について把握する必要から、石油の販売の事業を行おうとする者は、あらかじめ経済産業大臣に届け出ること、及び届け出た事項を変更又は廃止する場合にも同様に届け出ることが法律により義務付けられています。

1. 届出の目的

平成14年1月1日、「石油業法」が廃止され、「旧石油業法」で定義されていた石油製品販売業は改正された「石油の備蓄の確保等に関する法律」（以下「備蓄法」という。）において石油販売業として位置付けされました。

「備蓄法」では、備蓄に係る石油の適切な供給を図るための措置を講ずること等によって、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的としており、この一環として、石油の販売を行う事業（石油販売業）を行おうとする者は、あらかじめ経済産業大臣に届け出ること、及び届け出た事項を変更又は廃止する場合にも同様に届け出ることが法律により義務付けられています。

さらに、その事業に関しての報告徴収、立入検査に従うことが義務付けられています。

なお、開始の届出をせず、又は虚偽の届出をすると50万円以下の罰金、変更及び廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をすると20万円以下の過料に処せられることになっています。

ただし、既に「旧石油業法」に基づく石油製品販売業開始届出書の提出をしている者については、改めて開始届出書を提出する必要はありませんが、届け出した事項に変更がある場合、石油販売業を廃止した場合は、「備蓄法」に基づき、変更届出又は廃止届出が必要となります。

2. 届出の対象

「備蓄法」でいう「石油」とは、原油、指定石油製品（揮発油、灯油（ジェット燃料油を含む）、軽油、重油）、石油ガス（プロパン、ブタン）をいいます。従って、潤滑油、アスファルト、グリース等については対象外のため届出は不要です。

3. 届出を必要とする者

石油を販売しようとする者で、以下①～③のいずれかに該当する者は届出を必要とします。

- ① 原油又は指定石油製品の販売を行う事業にあつては、消防法第9条の4に規定する指定数量を超える場合（貯蔵タンク等の施設を有する場合）

（参考：消防法に規定する指定数量）	
第4類 第1石油類(揮発油他)	200リットル
第2石油類(灯油・軽油他)	1,000リットル
第3石油類(重油他)	2,000リットル

- ② 石油ガスの販売を行う事業にあつては、使用するタンクの容量が5トンを超える場合

③ 貯蔵タンク等施設の有無にかかわらず、「当該年度の販売予定量」又は「前年度の販売量」のいずれか大きい数量が、次の数量を超える場合（施設を有しない場合等）

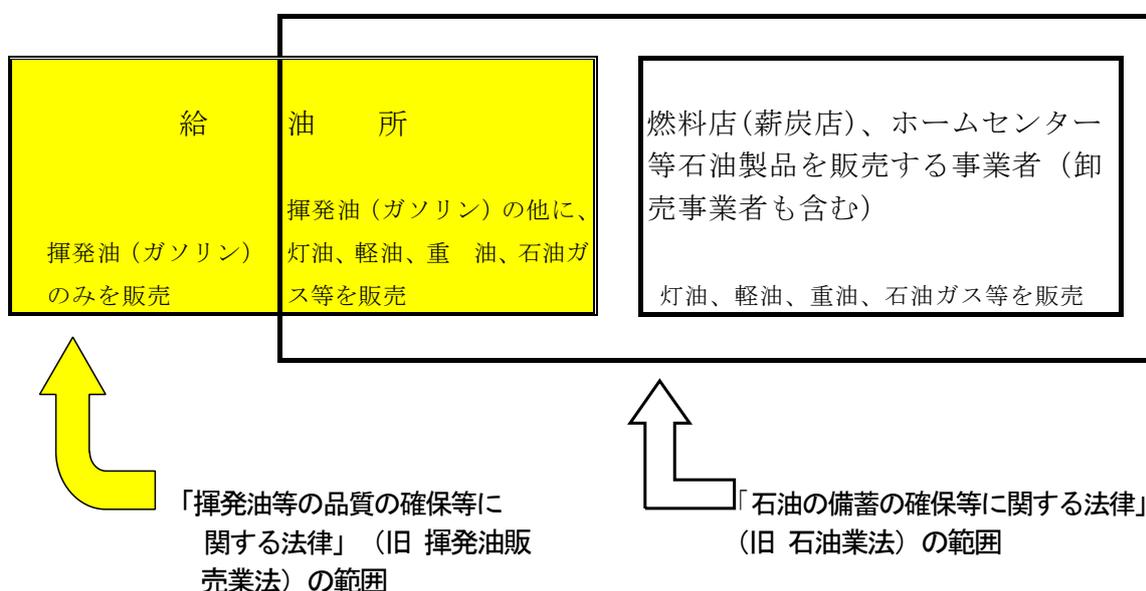
(イ)原 油	1, 0 0 0	キロリットル
(ロ)揮 発 油	2, 4 0 0	キロリットル
(ハ)灯 油	6 0	キロリットル
(ニ)軽 油	1, 8 0 0	キロリットル
(ホ)重 油	1 2 0	キロリットル
(ヘ)石油ガス	3 6 0	トン

注 意 事 項

※「石油販売業者」とは、営利目的であるか否かを問わず、自己の名義により継続反復して石油を有償で他人に譲渡することを目的として事業活動を行う者を指しています。（自家用は対象となりません。）

※複数の営業所（給油所、支店、支所、油槽所など）で販売を行う場合は、開始届において全ての営業所を届け出るとともに、営業所が増減する毎に変更届出が必要です。

※給油所（SS）を運営する場合、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」による登録を受ければこと足りるとして、「備蓄法」による届出を怠るケースが見受けられますのでご注意ください。ただし、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の登録を受けた者で、揮発油（ガソリン）の販売のみを行う事業所は、当該事業所についての「備蓄法」による届出は不要となっています。



4. 開始届出が必要な場合

(石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項)

石油販売業開始届出は、以下の①～⑤のいずれかに該当する場合に必要です。

- ① 初めて石油販売業を行う場合
- ② 自家用設備（給油所）を転用し、一般販売を行う場合
- ③ 法人が合併（承継）する場合（新設合併）
【（注）新設合併法人は消滅する法人として廃止届出の提出が必要】
- ④ 石油の販売数量が規則で規定する数量を超えることとなる場合
- ⑤ 組織を変更する以下の場合【（注）開始届出書及び廃止届出書の提出が必要】

個 人 ←→ 合名・合資・合同・株式会社、有限会社（会社法施行前）

注 意 事 項

- ※法の対象となる者は、個人・法人を問わず届出を要します。
- ※複数の営業所（給油所等）で石油販売業を開始しようとする場合は、主たる事務所を定め、その下に各営業所をとりまとめた形の届出となります。
- ※主たる事務所の所在地とは、原則として、次のとおり。
 - ・法人にあっては、本社の所在地
 - ・個人にあっては、本人の住民票上の住所

■石油販売業開始届出書（様式第17）	11～12 ページ
記 入 例	13～14 ページ

記 載 要 領

- ① 主たる事務所
石油販売業の個別管理は、「主たる事務所」毎に行います。従って、各営業所を統括する主たる事務所を定めて記入します。（例えば、本社や地域を統括する支店などが考えられますが、メインとなる営業所などでも構いません。）
- ② 営業所
実際に販売を行う営業所をそれぞれ記入します。
※従って、主たる事務所と営業所が同一場合もありますが、両方記入して下さい。
- ③ 主たる販売施設の概要
各営業所毎に記入します。
「タンクの基数」は、1つのタンクで貯蔵油種が異なる場合（中仕切で区切られているようなタンク）は、それぞれの油種を1基とみなします。
「計量器数」は、油種毎に同時に給油ができるノズルの本数です。
また、販売施設がない場合は、この欄の記入は必要ありません。
- ④ 主たる仕入先
一定でない場合は記入する必要はありません。
- ⑤ 販売しようとする石油の種類
油種は、営業所毎の油種ではなく、届出者全体で販売する油種（揮発油、灯油、ジェット燃料、軽油、重油、石油ガス（LPG）の別）を記入して下さい。当局の様式を利用する場合は、該当油種等を○で囲んで下さい。
- ⑥ 事業開始予定時期
実際の営業開始予定日を記入して下さい。

5. 変更届出が必要な場合

(石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第2項)

石油販売業変更届出は、以下の①～⑭のいずれかに該当する場合に必要です。

- ① 商号、名称又は氏名及び住所を変更した場合
- ② 法人の場合、代表者の氏名を変更した場合
- ③ 個人事業者が相続（承継）した場合
- ④ 個人事業者（養子縁組等により）の名称が変わった場合
- ⑤ 法人が合併（承継）する場合（吸収合併）

【（注）消滅する法人は廃止届出の提出が必要】

- ⑥ 組織を変更した場合（法人格の同一性が維持される以下の場合等）

株式会社←→合名会社、合資会社←→合名会社 等、会社法における組織変更の場合

- ⑦ 主たる事務所（本社）の名称、所在地を変更する場合。
- ⑧ 営業所（給油所等）の名称、所在地を変更する場合。
- ⑨ 主たる事務所（本社）や営業所（給油所等）の住居表示が変更された場合。
- ⑩ 営業所（給油所等）の一部追加
- ⑪ 営業所（給油所等）の一部廃止
- ⑫ 届出者全体で販売する石油の種類を変更した場合
- ⑬ 主たる仕入先を変更した場合
- ⑭ 主たる販売施設の概要（タンク容量、タンク基数、計量器数）を変更した場合

注 意 事 項

※⑦及び⑧の場合は、あらかじめ届け出て下さい。

※複数の営業所がある場合、次のように営業所の増減等があるときは、変更届が必要となります。

- a. 営業所（給油所等）を新設して増加しようとするとき
- b. 営業所（給油所等）を売買・賃貸借等により運営者の交替で増減しようとするとき
- c. 営業所（給油所等）の一部を閉鎖するとき
- d. 営業所（給油所等）を移転・移設するとき

（例）現在A社が運営しているある給油所を、B社がA社から賃貸して引き続き営業する場合、A社は営業所の減少による変更（1営業所のみの場合、石油販売業の廃止）の届出書を、B社は営業所の増加による変更（初めての場合は、石油販売業の開始）の届出書を提出する必要があります。

■石油販売業変更届出書（様式第18）	15ページ
記入例	16ページ

記載要領

① 変更事項

「主たる事務所又はどこの営業所に係るどのような変更なのか」を記入して下さい。
変更事項が多い場合は、「別紙のとおり」として別紙を添付することもできます。
営業所（給油所等）の追加の場合は、「様式第17（第2面）」も提出して下さい。

② 変更前

変更する項目の変更前の内容（既に届出済みの内容）を記入して下さい。

③ 変更後

変更する項目の変更後の内容を記入して下さい。

営業所（給油所等）の追加の場合は、営業所（給油所等）の名称、所在地、電話番号を記入して下さい。

④ 変更（予定）年月日

実際の変更（予定）日を記入して下さい。

⑤ 変更の理由

できるだけ具体的に記入して下さい。

（記入例）「譲受・譲渡（運営者交替）のため」、「合併のため」、
「経営合理化のため」、「取締役会の決議による」、「組織変更のため」等

⑥ 設備の処分に関する事項

できるだけ具体的に記入して下さい。

該当しない場合は、記入する必要はありません。

（記入例）「設備撤去」、「〇〇へ譲渡」、「〇〇へ引き継ぐ（運営者交替）」等

6. 廃止届出について

（石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第3項）

石油販売業廃止届出は、以下の①から⑤のいずれかに該当する場合に必要です。

① 石油販売業をやめた場合

② 石油の販売数量が規則で規定する数量以下となった場合

③ 一般販売を廃止し、自家消費のみとした場合

④ 法人が合併（承継）された場合（新設合併、吸収合併）

【（注）消滅する法人、吸収される法人は、廃止届出書の提出が必要】

⑤ 組織を変更する以下の場合【（注）開始届出及び廃止届出の提出が必要】

個 人 ↔ 合名・合資・合同・株式会社、有限会社（会社法施行前）

注 意 事 項

※主たる事務所が統括している営業所が複数ある場合、1つの営業所の閉鎖は「石油販売業変更届出」になります。全ての営業所を閉鎖する場合は、「石油販売業廃止届出」が必要となります。

※届出は廃止後、遅滞なく行わなければなりません。

■石油販売業廃止届出書（様式第19）	17ページ
記 入 例	18ページ

記載要領

- ① 廃止年月日
実際に石油販売業から撤退した日を記入して下さい。
- ② 廃止の理由
できるだけ具体的に記入して下さい。
(記入例) 「譲受・譲渡(運営者交替)のため」、「合併のため」、
「経営合理化のため」、「取締役会の決議による」、「組織変更のため」等
- ③ 設備の処分に関する事項
できるだけ具体的に記入して下さい。
該当しない場合は、記入する必要はありません。
(記入例) 「設備撤去」、「〇〇へ譲渡」、「〇〇へ引き継ぐ(運営者交替)」等

7. 届出の方法について

(1) 提出部数

【郵送又は持参による提出の場合】

届出書は、2部(正本)作成し、提出して下さい。

届出書の控えが必要な場合は、届出書を3部作成し提出して頂くと、受理押印後、届出者へ1部返戻します。

(この場合は、切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。)

【メール提出の場合】

届出書(PDF:1部)をメールに添付して下記提出先宛に送付ください。

受理印を押した控えが必要な場合は、その旨をメール本文に記載して頂くと、メールに控えを添付して返信いたします。

(2) 提出先

届出の宛先は、経済産業大臣ですが、主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由することになっております。従って、北海道内に主たる事務所を置く場合は、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課まで提出して下さい。

3部提出された場合 →①経済産業局長経由で経済産業大臣へ1部送付します。
②管轄する経済産業局で1部保管します。
③受理押印後、届出者へ1部返戻します。

(3) 提出方法

郵送又は持参、メールによりご提出下さい。

添付書類は、一切必要ありません。

<届出書の提出先、お問い合わせ先>

〒060-0808

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎4階北側

経済産業省 北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

TEL 011-709-2311 (内線2640~2642)

FAX 011-709-4138

メールアドレス bz1-hokkaido-shigen-nenryo@meti.go.jp

関係法令条文（抜粋）

〔法律〕 石油の備蓄の確保等に関する法律

〔省令〕 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則

〔告示〕 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十三条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める要件

〔法律〕

（目的）

第一条 この法律は、石油の備蓄を確保するとともに、備蓄に係る石油の適切な供給を図るための措置を講ずることにより、我が国への石油の供給が不足する事態及び我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じた場合において石油の安定的な供給を確保し、もつて国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「石油」とは、原油、指定石油製品及び石油ガスをいう。

2 この法律において「指定石油製品」とは、揮発油、灯油、軽油その他の炭化水素油であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

〔省令〕

（指定石油製品）

第二条 法第二条第二項の経済産業省令で定める炭化水素油は、揮発油、灯油（ジェット燃料油を含む。）、軽油及び重油とする。

3 この法律において「石油ガス」とは、プロパン、ブタンその他経済産業省令で定める炭化水素を主成分とするガス（液化したものを含む。）をいう。

4～5 省略

6 この法律において「石油販売業」とは、石油の販売を行う事業（経済産業省令で定めるところにより算定したその事業の規模（揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第二条第四項の揮発油販売業を行う者については、揮発油販売業以外の石油の販売の事業の規模）が経済産業省令で定める規模以下であるものを除く。以下同じ。）をいい、「石油販売業者」とは、石油販売業を行う者（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）を除く。）をいう。

〔省令〕

（石油販売業者）

第四条 法第二条第六項の経済産業省令で定める規模は、次のとおりとする。

一 原油又は指定石油製品の販売を行う事業にあつては、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第九条の四に規定する指定数量

二 石油ガスの販売を行う事業にあつては、使用するタンクの容量が五トン

三 前二号に掲げるもののほか、当該年度の販売予定量又は前年度の販売量のいずれか大きい数量が次に掲げる数量

イ 原油にあつては、千キロリットル

ロ 揮発油にあつては、二千四百キロリットル

ハ 灯油にあつては、六十キロリットル

ニ 軽油にあつては、千八百キロリットル

ホ 重油にあつては、百二十キロリットル

ヘ 石油ガスにあつては、三百六十トン

7～9 省略

(石油精製業の届出)

第二十六条

1～2 省略

3 石油精製業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(石油販売業の届出)

第二十七条 石油販売業を行おうとする者（機構を除く。）は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名

三 主たる事務所の所在地及び営業所の所在地

四 特定石油販売業者にあつては、石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地

五 自動車に直接給油する事業を行う営業所（給油設備の規模が一定の規模以上であることその他の経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）を有する石油販売業者にあつては、当該営業所の給油設備の規模

六 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項第一号、第二号又は第六号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項の規定は、石油販売業者に準用する。

[省令]

(石油販売業の届出)

第三十三条 法第二十七条第一項の規定により石油販売業の開始の届出をしようとする者は、様式第十七による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条第一項第五号の経済産業省令で定める要件は、地域の実情を踏まえ、給油設備の規模が経済産業大臣が定める規模以上であることその他の経済産業大臣が定める要件に該当することとする。

[告示]

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十三条第二項に規定する給油設備の規模が経済産業大臣が定める規模以上であることその他の経済産業大臣が定める要件は、次の各号に掲げる要件とする。

一 給油設備の規模として同時に給油することができる自動車の数が四以上であつて、かつ、高速自動車国道に連結していること。

二 省略

3 法第二十七条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 販売しようとする石油の種類

二 主たる仕入先

三 主たる販売施設の概要

四 特定石油販売業者にあつては、密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名

五 事業開始予定時期

六 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、災害が発生した場合において同号の営業所の状況の確認を受けるための電話番号その他の

- 連絡先
- 七 法第二十七条第一項第五号の石油販売業者にあつては、同号の営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項
- 4 特定石油販売業者にあつては、第一項の届出書に次の書類を添付しなければならない。
 - 一 石油の販売計画
 - 二 石油の貯蔵のための設備の明細及び配置図
 - 三 石油精製業者と密接な関係を有することを証する書類
- 5 法第二十七条第二項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十八による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
- 6 法第二十七条第三項において準用する法第二十六条第三項の規定により石油販売業の廃止の届出をしようとする者は、様式第十九による届出書を、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第四十条 経済産業大臣は、この法律で別に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、石油業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、石油業者の事務所、工場その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3～4 省略

(罰則)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項、第十条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項又は第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二～三 省略

四 第三十二条第一項又は第四十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第四十条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十五条 一億円以下の罰金刑

二 前二条 各本条の罰金刑

第四十九条 第二十条第三項、第二十一条、第二十六条第二項若しくは第三項（第二十七条第三項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第三十七条第二項又は第三十八条第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

石油販売業開始届出書

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
（法人にあっては、代表者の氏名）
住 所

石油販売業を次のとおり行いたいので、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項の規定により、届け出ます。

1 主たる事務所の所在地	(郵便番号) 電話番号 () -
2 営業所の所在地	
名 称	所 在 地
	(郵便番号) 電話番号 () -
	(郵便番号) 電話番号 () -
	(郵便番号) 電話番号 () -

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 「営業所」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第1面の次に添付すること。

3 主たる販売施設の概要			
営業所の名称			
貯蔵設備・計量器（可搬式も含む。）			
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数
a 揮発油	KL	基	基
b 灯油	KL	基	基
c 軽油	KL	基	基
d	KL	基	基
e	KL	基	基
営業所の名称			
貯蔵設備・計量器（可搬式も含む。）			
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数
a 揮発油	KL	基	基
b 灯油	KL	基	基
c 軽油	KL	基	基
d	KL	基	基
e	KL	基	基
4 主たる仕入先			
5 販売しようとする石油の種類		原油	揮発油
		軽油	灯油
		重油	石油ガス
6 事業開始予定時期		令和 年 月 日	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「主たる販売施設の概要」は営業所毎に記載すること。
- 3 「主たる販売施設の概要」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付すること。

記入例

様式第17（第33条関係）

（第1面）

石油販売業開始届出書

届出書の提出先は、「主たる事務所の所在地」を管轄する経済産業局です。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

開始届は、事業開始日よりも前に提出してください。

経済産業大臣 殿

「住所」について、法人の場合は謄本などで登記されている住所、個人の場合は住民票上の本人の住所です。また、「主たる事務所の所在地」は実際に本社業務を行っている住所です。ほとんどの場合、両者は同じですが、中には異なる場合もあります。

届出者 商号、名称 〇〇石油株式会社
 氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇
 （法人にあつては、代表者の氏名）
 住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

石油販売業を次のとおり行いたいので、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項の規定により、届け出ます。

1 主たる事務所の所在地	(郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
2 営業所の所在地	
名 称	所 在 地
〇〇営業所	(郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇給油所	(郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「営業所」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第1面の次に添付すること。

「営業所の所在地」欄は、必要に応じ加増／削減しても構いません。

3 主たる販売施設の概要			
営業所の名称	〇〇営業所		
貯蔵施設・計量器 (可搬式も含む。)	貯蔵設備等がない場合は空欄で構いません。		
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数
a 揮発油	_____ K L	_____ 基	_____ 基
b 灯油	_____ K L	_____ 基	_____ 基
c 軽油	_____ K L	_____ 基	_____ 基
d _____	_____ K L	_____ 基	_____ 基
e _____	_____ K L	_____ 基	_____ 基
営業所の名称	〇〇給油所		
貯蔵施設・計量器 (可搬式も含む。)	元売名や卸業者名など		
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数
a 揮発油	_____ K L	_____ 基	_____ 基
b 灯油	_____ K L	_____ 基	_____ 基
c 軽油	_____ K L	_____ 基	_____ 基
d _____	_____ K L	_____ 基	_____ 基
e _____	_____ K L	_____ 基	_____ 基
4 主たる仕入先	〇〇株式会社、〇〇石油株式会社		
5 販売しようとする石油の種類	原油、揮発油、灯油、 軽油、重油、石油ガス		
6 事業開始予定時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 「主たる販売施設の概要」は営業所ごとに記載すること。
- 3 「主たる販売施設の概要」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付すること。

「主たる販売施設の概要」欄は、必要に応じ加増／削減しても構いません。

石油販売業変更届出書

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあつては、代表者の氏名)
住 所

石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更（予定）年月日	令和 年 月 日
変更の理由	
設備の処分に関する事項	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 変更事項の欄には、法第27条第1項第1号から第5号までのうち、変更する事項を記載すること。
 - 3 法第27条第1項第3号及び第4号に規定する事項を変更する場合は、「変更年月日」を「変更予定年月日」とすること。
 - 4 「密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名」又は「石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地」を変更する場合は、当該変更の明細を記した書面を添付すること。
 - 5 「設備の処分に関する事項」の欄は、営業所の所在地を変更する場合に限り記載すること。

記入例

様式第18（第33条関係）

石油販売業変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

変更届は、主たる事務所の所在地又は営業所の所在地を変更する場合は変更日より前に提出、その他の場合は変更後遅滞なく提出して下さい。

届出者 商号、名称 〇〇石油株式会社
 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
 （法人にあっては、代表者の氏名）
 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	<p>例) 【全営業所共通事項】 商号、名称の変更、氏名の変更、住所／法人の場合は代表者の氏名の変更、主たる事務所の所在地の変更、販売油種の変更、仕入先の変更など 【個別営業所事項】 〇〇営業所（給油所）の1カ所廃止／追加* 〇〇営業所（給油所）の移転* 〇〇営業所（給油所）の主たる販売施設の概要の変更 など</p> <p>*注意：営業所（給油所）を追加、移転する場合は、開始届の第2面（主たる販売施設の概要）を添付してください。</p>
変更前	
変更後	
変更（予定）年月日	
変更の理由	<p>例) 取締役会議の決議による、経営合理化のため、〇〇からの譲受のため、〇〇へ譲渡のため、〇〇との合併のためなど、できるだけ具体的に記入して下さい。</p>
設備の処分にに関する事項	<p>例) 〇〇へ譲渡、設備撤去など、できるだけ具体的に記入して下さい。設備がない場合は、記入する必要はありません。</p>

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 変更事項の欄には、法第27条第1項第1号から第5号までのうち、変更する事項を記載すること。
 - 3 法第27条第1項第3号及び第4号に規定する事項を変更する場合は、「変更年月日」を「変更予定年月日」とすること。
 - 4 「密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名」又は「石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地」を変更する場合は、当該変更の明細を記した書面を添付すること。
 - 5 「設備の処分にに関する事項」の欄は、営業所の所在地を変更する場合に限り記載すること。

石油販売業廃止届出書

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称
氏 名
(法人にあっては、代表者の氏名)
住 所

石油販売業を廃止したので、石油の備蓄の確保等に関する法律第 27 条第 3 項において準用する第 26 条第 3 項の規定により届け出ます。

廃止年月日	令和 年 月 日
廃止の理由	
設備の処分に関する事項	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

記入例

様式第19（第33条関係）

石油販売業廃止届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

廃止届は、事業廃止後遅滞なく提出して下さい。

届出者 商号、名称 〇〇石油株式会社
氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇
（法人にあっては、代表者の氏名）
住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

石油販売業を廃止したので、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第3項において準用する第26条第3項の規定により届け出ます。

廃止年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
廃止の理由	例) 〇〇との合併のため、〇〇へ経営譲渡のため、営業不振により廃業のため、など、できるだけ具体的に記入して下さい。
設備の処分に関する事項	例) 〇〇譲渡、設備撤去など、できるだけ具体的に記入して下さい。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。